

インボイス制度開始に伴う請求書の取り扱い変更について

2023年10月1日よりインボイス制度が開始されるにあたり、請求書の取り扱いについて下記のとおり変更いたしますのでお知らせします。

記

1 対象

神戸市行財政局契約監理課が発注及び契約締結を行う請負工事（水道局、交通局及び外郭団体の発注工事は除く）。

※水道局につきましては、水道局経営企画課（078-381-7853）にお問い合わせください。

※交通局につきましては、交通局経営企画課（078-984-0104）にお問い合わせください。

※外郭団体につきましては、各外郭団体に直接お問い合わせください。

2 変更点

（1）請求書様式の廃止

これまで本市所定の請求書様式を定めていましたが、適用日より請求内容に関わらず、任意様式で提出いただいて構いません（請求書様式を廃止する代わりにサンプルを掲載いたします）。請求書に、①請負事業者名、②請求先名、③工事名、④請求内容、⑤口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義）を記入してください。なお、完成払・部分払を請求する際は（2）も併せて記入してください。

また、今回の取り扱い変更にあたり、「契約・請求等に必要な書式」について、一部書式の見直しをいたしましたので併せてご確認ください。

（2）完成払・部分払請求時における記入事項の追加

インボイス制度における未登録事業者を除き、完成払・部分払を請求する際は（1）に加え、①適用税率、②消費税額、③適格請求書発行事業者登録番号（T+13桁の番号）、④検査年月日（引渡年月日）を記入してください。

3 適用日

2023年10月1日以降の請求に適用。

4 留意事項

（1）前金払、中間前金払及び契約保証金の返還にかかる請求については、原則、消費税額を記入しないようお願いします。

(2) 完成払の請求に記入する消費税額は、原則、請求金額に対する消費税額ではなく、全体の請負金額に対する消費税額を記入してください。なお、部分払を既に請求した場合は、全体の請負金額から、部分払の請求時に計上した出来高金額を控除した金額に対する消費税額を記入してください。

(3) 部分払の請求に記入する消費税額は、原則、請求金額に対する消費税額ではなく、出来高金額に対する消費税額を記入してください。

(参考)

【ケース 1】前金払を請求するケース（適用税率はすべて 10%）

- ・ 4/1 請負金額 110,000 千円（うち消費税額 10,000 千円）の工事請負契約を締結。
- ・ 4/20 前金払として 44,000 千円を請求。
⇒ 消費税額は請求書に記入しない。
- ・ 9/30 完成払として残代金 66,000 千円を請求。
⇒ 全体の請負金額 110,000 千円に対する消費税額 10,000 千円を請求書に記入。

【ケース 2】部分払を請求するケース（適用税率はすべて 10%）

- ・ 4/1 請負金額 110,000 千円（うち消費税額 10,000 千円）の工事請負契約を締結。
- ・ 7/20 出来高金額 44,000 千円を検査にて計上し、部分払として 39,600 千円を請求。
⇒ 出来高金額 44,000 千円に対する消費税額 4,000 千円を請求書に記入。
- ・ 9/30 完成払として残代金 70,400 千円を請求。
⇒ 全体の請負金額 110,000 千円から、計上済みの出来高金額 44,000 千円を控除した 66,000 千円に対する消費税額 6,000 千円を請求書に記入。

(参考) インボイス制度概要（国税庁ホームページ）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm